

埼労基発 0807 第 3 号
令和 5 年 8 月 7 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局労働基準部長
(公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの周知について（周知依頼）

平素、労働災害防止対策及び健康障害防止対策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂し、令和 5 年 5 月中旬に周知のお願いをさせていただきましたが、今般、厚生労働省において新ガイドラインのリーフレット「騒音障害防止のためのガイドラインを改定しました」（以下「周知用リーフレット」※）を作成しました。

つきましては貴団体におかれましても、周知用リーフレットを御活用いただき、傘下事業場、会員等に対する周知をお願い申し上げます。

※

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02_00004.html（「騒音障害防止のためのガイドラインを改定しました」厚生労働省ホームページ掲載）



QRコード